

平成25年4月11日  
基安発0411第1号

代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



貴社東京工場への立入検査における改善事項について

標記について、労働安全衛生法に基づき、平成25年3月19日に、貴社東京工場（ ）に安全衛生部職員をして立入検査を行った。その結果、下記のとおり、改善を必要とする事項が認められたため、その対策を図らねたい。

なお、その取組結果については書面にて取りまとめ、平成25年4月30日までに報告されたい。

記

1

社内管理体制を構築すること。なお、その際には、に基づき改めてルール化し、組織内で周知を行うこと。

2

について、  
不備を訂正すること。